

昭和二十五年十二月八日受領  
答 弁 第 一 四 七 号

(質問の 一四七)

内閣衆質第一四七号

昭和二十五年十二月八日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎殿

衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊員の解雇に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員横田甚太郎君提出警察予備隊員の解雇に関する質問に対する答弁書

一 二 隊員で退職を余儀なくされたものは、主として入隊後勤務成績の不良なもの、又は病気のため隊員としての任務は堪えない者等であるが、その正確な人員は、目下調査中で不明である。

三 四 五 隊員は、すべて所要の身体検査を経たのであるが、短期間に多数の応募者について検査を実施した関係上、十分な手段をとり得なかつた事情があり、特にこれは、結核性疾患についてその憾みがあつたので入隊後全員につき更に精密な検査を行った。その結果、結核患者として若干の退職者を出したが、すでに全般的に適切な予防処置も実施し、今後健康管理の遺憾なきを期しており、又隊員の栄養についてもその任務遂行に十分堪えうるだけの給食を行つていたので、今後疾病により退職する者は、極めて例外的な少数に止まるものと思われる。

六 幹部の任命が未だ進捗中で過渡的段階にあるため、進駐軍の顧問の下に一般隊員中から選ばれた仮幹部によつて、警察官として必要な訓練を実施している。この訓練をうけるのは七万五千人の制服警察官

である。

七 前記の結核退職者については、改めて警察予備隊の医師、又はその指定する医師二名による診断の結果活動性結核でないことが判明したときは、即時帰隊させる。なお、これ等の者の当面の処置については、可及的に療養の便宜を與えるようこれが具体化について努力中である。

右答弁する。